

助産施設

指導検査基準（令和7年3月15日適用）

葛飾区 子育て支援部 子育て施設支援課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行うことができる。

目

次

1 児童福祉施設の一般原則	
（１）利用者の人権の擁護	1
（２）地域との連携等	1
（３）児童福祉施設に関する評価	1
（４）建設設備の状況	1
（５）建設設備の安全、衛生	1
2 児童福祉施設と非常災害	
（１）管理体制（防火管理者）	1
（２）防火対策	2
（３）消防計画等	2
（４）保安設備	2
（５）防災訓練等	3
3 自動車を運行する場合の所在の確認	3
4 児童福祉施設における職員の一般的要件	4
5 児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等	4
6 入所した者を平等に取り扱う原則	4
7 虐待等の禁止	4
8 業務継続計画の策定等	4

9 衛生管理等	5
10 入所した者及び職員の健康診断	5
11 児童福祉施設内部の規程	5
12 児童福祉施設に備える帳簿	5
13 秘密保持等	6
14 苦情への対応	6
15 入所させる妊婦等	6
16 電磁的記録	6

[凡 例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
1	「葛飾区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(令和5年葛飾区条例第34号)	区条例
2	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)	省令
3	「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日雇児発第 1225008号通知)	雇児発第 1225008号通知
4	「消防法」(昭和23年法律第186号)	消防法
5	「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)	消防法施行令
6	「消防法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)	消防法施行規則
7	「東京都震災対策条例」(平成12年東京都条例第202号)	東京都震災対策条例
8	「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(昭和55年1月16日社施第5号通知)	社施第5号通知
9	「東京都震災条例に基づく事業所防災計画に関する告示」(平成13年消防庁告示第2号)	消防庁告示第2号
10	「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」(昭和48年4月13日社施第59号通知)	社施第59号通知
11	「労働基準法」(昭和22年法律第49号)	労働基準法
12	「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」(平成8年7月19日社援施第116号通知)	社援施第116号通知
13	「水道法」(昭和32年法律第177号)	水道法
14	「水道法施行規則」(昭和32年厚生省令第45号)	水道法施行規則

No.	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
15	「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)	労働安全衛生法
16	「労働安全衛生規則」(昭和47年労働省令第32号)	労働安全衛生規則
17	「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)	社会福祉法
18	「児童福祉法による助産施設の運営について」(昭和27年2月15日児発第54号)	児発第 54号通知
19	「社会福祉法施行規則」(昭和26年厚生省令第28号)	社会福祉法施行規則

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 児童福祉施設の一般原則 (1) 利用者の人権の擁護	1 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	1 入所している者一人一人の人格を尊重した運営を行っているか。	(1) 区条例第3条(省令第5条)	(1) 入所している者一人一人の人格を尊重した運営を行っていない。 (2) 入所している者一人一人の人格を尊重した運営が不十分である。	C B
(2) 地域との連携等	1 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	1 地域社会との交流及び連携を図り、施設の運営の内容を適切に説明するよう努めているか。	(1) 区条例第3条(省令第5条第2項)	(1) 地域社会との交流及び連携を図り、施設の運営の内容を適切に説明するよう努めていない。	B
(3) 児童福祉施設に関する評価	1 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	1 運営の内容の自己評価を行い、その内容を公表するよう努めているか。	(1) 区条例第3条(省令第5条第3項)	(1) 運営の内容の自己評価を行い、その内容を公表するよう努めていない。	B
(4) 建物設備の状況	1 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	1 法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けているか。	(1) 区条例第3条(省令第5条第4項)	(1) 必要な設備を設けていない。 (2) 設備が不十分である。	C B
(5) 建物設備の安全、衛生	1 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。 そして、構造設備はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。	1 構造設備に危険な箇所はないか。 2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。	(1) 区条例第3条(省令第5条) (2) 雇児発第1225008号通知第2 (1) 区条例第3条(省令第5条)	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険である。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。 (1) 採光・換気等が悪い。	C C C B C
2 児童福祉施設と非常災害 (1) 管理体制(防火管理者)	防火管理者は、防火対象物の位置、構造設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。 (1) 選任(解任)・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。 (2) 資格 消防法施行令に規定する資格が必要である。 (3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。 <業務内容> ① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務	1 防火管理者を選任し、届け出ているか。 また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。 2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条の2 (1) 消防法施行令第3条の2	(1) 防火管理者を選任していない。 (2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。 (3) 防火管理者の届出をしていない。 (1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。	B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 防火対策	児童福祉施設のカーテン、敷物等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。	1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。	(1) 区条例第3条(省令第32条第8項チ) (2) 消防法第8条の3 (3) 消防法施行令第4条の3 (4) 消防法施行規則第4条の3	(1) カーテン、絨毯等は防災性能を有していない。	C
(3) 消防計画等	1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。 (1)消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。 (2)消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。 2 事業者は、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・ 消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。	1 消防計画を作成しているか。 2 消防計画を所轄消防署に届出しているか。 3 事業所防災計画を作成しているか。	(1) 区条例第3条(省令第6条) (2) 消防法第8条 (3) 消防法施行令第3条の2 (4) 消防法施行規則第3条 (1) 消防法施行令第3条の2 (1) 区条例第3条(省令第6条) (2) 震災対策条例第10条 (3) 東京都帰宅困難者対策条例第4条第4項 (4) 社施第5号通知 (5) 消防庁告示第2号	(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。 (1) 消防計画を届出していない。 (2) 変更の届出をしていない。 (1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。	C B C B
(4) 保安設備	1 児童福祉施設においては、消火器等の消火器具非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。 3 点検後の不良箇所を改善しているか。 4 避難器具を設置しているか。	(1) 消防法第17条の3の3 (1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項 (2) 社施第59号通知6 (1) 社施第59号通知6 (1) 区条例第3条(省令第6条) (2) 消防法施行令第25条	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。 (1) 消防用設備等の自主点検をしていない。 (1) 不良箇所の改善を行っていない。 (1) 避難器具を設置していない。	B B B B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 防災訓練等	2 非常警報器具又は非常警報設備の設置 (1)区条例による設置 3階以上の保育所 (2)消防法施行令による設置 ① 非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 収容人員50人以上の場合に設置 ただし、自動火災報知設備を基準に従い設置してるときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。 ② 非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他)収容人員20人以上50人未満のとき ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。	5 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。	(1) 区条例第3条(省令第32条) (2) 消防法施行令第24条	(1) 非常警報器具又は非常警報設備が未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B
	1 非常災害に平静かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。児童福祉施設は避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。 ・避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること(図上訓練は含まない)。 ・消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 ・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 ・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡方法等について確認しておくこと。	1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。	(1) 区条例第3条(省令第6条第2項) (2) 消防法施行令第3条の2第2項	(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。	C B
	2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。 訓練方法については実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが情性的なものにならないようにする。	2 地震想定訓練を実施しているか。	(1) 社施第5号通知 (2) 社施第59号通知	(1) 地震想定訓練を実施していない。	B
3 自動車を運行する場合の所在の確認	2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。 訓練方法については実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが情性的なものにならないようにする。	3 訓練結果の記録を整備しているか。	(1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2) 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4第2項	(1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。	B B
	児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。	1 児童の乗車及び降車の際の所在確認を行っているか。	(1) 区条例第3条(省令第6条の4)	(1) 児童の乗車及び降車の際の所在確認を行っていない。	C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
4 児童福祉施設における職員の一般的要件	1 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	1 一般的要件を備えているか。	(1) 区条例第3条(省令第7条)	(1) 一般的要件を備えていない。 (2) 不十分である。	C B
5 児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等	1 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ・ 職場における研修の充実を図ること。 ・ 外部研修への参加機会が確保されるよう努めること。 ・ 職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成すること。 ・ 研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげること。 ・ 研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮すること。 ・ 職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 ・ 研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。	1 知識及び技能の向上等に努めているか。 1 研修の機会を確保しているか。 2 研修計画を適切に立てているか。 3 研修の成果を活用しているか。	(1) 区条例第3条(省令第7条の2)	(1) 知識及び技能の向上等に努めていない。 (1) 研修を実施していない。 (1) 研修計画が適切に立てられていない。 (1) 研修の成果を活用していない。	B B B B
6 入所した者を平等に取り扱う原則	1 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしていないか。	(1) 区条例第3条(省令第9条) (2) 労働基準法第3条	(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしている。	C
7 虐待等の禁止	1 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 区条例第3条(省令第9条の2)	(1) 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
8 業務継続計画の策定等	1 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的にに行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するよう努めなければならない。 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 <参考> 令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」	1 業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めているか。	(1) 区条例第3条(省令第9条の3第2項)	(1) 業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めていない。	B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価			
9 衛生管理等	1 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	1 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 1 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。	(1) 社援施第116号通知 (2) 水道法第20条 (3) 水道法施行規則第15条 (1) 区条例第3条(省令第10条第5項)	(1) 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていない。 (1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。	C B			
10 入所した者及び職員の健康診断	児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td><td>入所した児童に対する入所時の健康診断</td></tr><tr><td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 前項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは児童福祉法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。 児童福祉施設の職員の健康診断に当たつては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	(1) 区条例第3条(省令第12条) (2) 労働安全衛生法第66条、第66条の10 (3) 労働安全衛生規則第43条～第45条、第52条の9～21 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第27条の2 (6) 平成31年1月30日基発0130第1号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」11(4)ト (7) 平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の実施方法が不適切である。	C B B
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断							
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断							
11 児童福祉施設内部の規程	児童福祉施設(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。 ・入所する者の援助に関する事項 ・その他施設の管理についての重要事項	1 規程に必要な事項を定めているか。	(1) 区条例第3条(省令第13条第2項)	(1) 規程に必要な事項を定めていない。 (2) 規程で定めているが、内容が不十分である。	C B			
12 児童福祉施設に備える帳簿	児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	1 職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	(1) 区条例第3条(省令第14条第1項)	(1) 帳簿が整備、保管されていない。 (2) 帳簿の整備、保管が不十分である。	C B			

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
13 秘密保持等	児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 児童福祉施設は、職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ＜必要な措置(例)＞ ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等	1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 区条例第3条(省令第14条の2)	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である	C B
14 苦情への対応	1 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、助産の実施等による措置に係る葛飾区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 児童福祉施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決の適切に対応しているか。 1 葛飾区から指導又は助言を受けた場合に当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 1 運営適正化委員会の調査等に適切に対応しているか。	(1) 社会福祉法第82条 (2) 区条例第3条(省令第14条の3) (1) 社会福祉法第82条 (2) 区条例第3条(省令第14条の3第4項) (1) 社会福祉法第83～85条 (2) 区条例第3条(省令第14条の3第4項)	(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。 (2) 苦情解決責任者・受付担当者を設置していない。 (3) 対応が不十分である。 (1) 当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。 (2) 当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているが、不十分である。 (1) 適切に対応していない。	C C B C
15 入所させる妊婦等	助産施設には、児童福祉法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。	1 収容人数を超えて妊産婦を受け入れていないか。	(1) 児発第54号通知	(1) 収容人数を超えて妊産婦を受け入れている。	C
16 電磁的記録	児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	1 書面により行うこととされている記録、作成等について、府令で規定されていないものを電磁的記録により行っていないか。	(1) 社会福祉法施行規則第2条の2～5	(1) 書面により行うこととされている記録、作成等について、府令で規定されていないものを電磁的記録により行っている。	B